

島根県 L P ガス価格高騰緊急対策事業（第2回）

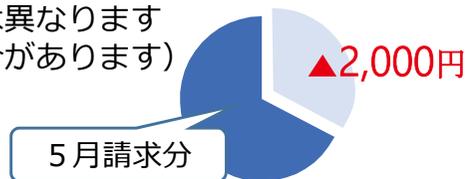
● L P ガス消費者への支援

高騰した L P ガス使用料金の一部を支援し、経済的負担を軽減します。

① 全ての消費者を対象とした利用料金の値引 (手続きは不要です)

対象：ガスメーターで使用量が管理されている全ての消費者

- ・ L P ガス販売事業者が料金から**最大2,000円を値引き**します
(島根県補助金を原資として値引きされます)
- ・ 販売店により値引きの方法は異なります
(分割して値引きされる場合があります)



- ・ 令和6年5月請求から値引きします
(販売店によっては6月請求から値引きする場合があります)
- ・ **消費者の手続きは不要**です

※令和6年5月分検針[※]の料金が請求される時点で、島根県内のご家庭、店舗、事業所などでガスメーターを通じて L P ガスをご利用中のお客様が対象となります

※ 販売店の検針日によって5月分の使用期間は異なります
5月分検針がない販売店によっては、6月分検針となる場合があります
そのため5月中に使用実績があっても対象とならない場合があります

※ L P ガスの使用料金が、所定の値引き額に達しない場合は、使用料金の範囲内の金額を値引きするため、値引き額の合計が2,000円にならないことがあります

【詳細】

ホームページ：

<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp/nebiki-jigyoku/>



② L P ガスの使用量に応じた給付金の支給 (申請が必要です)

ア 対象：ガスメーターで使用量が管理されている消費者
(対象期間の合計使用量が200m³を超える消費者)

- ・ **申請により**月毎の使用量に応じた**給付金を支給**します
- ・ 対象期間：令和5年10月～令和6年4月
- ・ 給付金額：10円/m³×(対象期間の合計使用量－200m³)
※上限200万円/件
※200m³以下については、①の値引き支援が行われています

イ 対象：ガスボンベやタンク等で L P ガスを購入している消費者（工業・農業用、露店等）

- ・ **申請により**月毎の使用量に応じた**給付金を支給**します
- ・ 対象期間：令和5年10月～令和6年4月
- ・ 給付金額：10円/m³×使用量
※25m³以下の月は、250円/月
※上限30万円/月

申請受付期間：5月1日(水)～6月28日(金)

※ このほかにもいくつか要件があります。詳細や不明な点は事務センターホームページでご確認ください

【問い合わせ・申請先】

L P ガス価格高騰緊急対策事業 事務センター

ホームページ：<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>

